

楽器レンタル（賃貸）契約書

20 年 月 日

（賃借人、以下甲）

本人署名（楷書）

氏名： _____ 様

フリガナ： _____

住所：（ - ） _____

固定 TEL. _____ 携帯 TEL. _____

Mail: _____

（賃貸人、以下乙）

（株）ミュージックプラザ 代官山本店

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 2-20-11

TEL 03-5489-5161 fax 03-5489-5177

Mail zundokoya@musicplaza.co.jp

第1条（レンタル物件）

乙は所有する次に表示する楽器、及びその付帯品類を甲に賃貸し、甲はこれを賃借することを契約します。

楽器の種類： _____

付帯品類： _____

第2条（レンタル期間）

レンタル期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 より _____ 年 _____ 月 _____ 日まで（ _____ ヶ月）

第3条（レンタル料金）

賃貸料は1ヵ月単位で以下の通りとし、甲は乙に賃貸料を契約時に支払う。

楽器： _____ 円 × _____ ヶ月

付帯品類： _____ 円 × _____ ヶ月

送梱包料： _____ 円

合計： _____ 円

第4条（契約終了）

レンタル期間が終了の際には甲は乙に速やかにレンタル物件を返却する。

契約期間を経過して無断で賃借を続けたとき甲は乙が決める追加賃貸料金を支払うこととする。

第5条（契約解除）

甲は契約途中で自由に解約できるが、途中解約の場合は残る契約期間の費用について乙は甲に返金する義務を負わない。

第6条（禁止事項）

1. レンタル物件の改造およびパーツ類の無断交換。
2. 第三者への譲渡、転貸またはそれに準ずる行為。
3. 他店での調整、毛替え、修理など。
4. 国外への持ち出し。

第7条（消耗品の交換）

甲は必要な場合、消耗品（弦、馬毛など）の交換をレンタル期間中に行なえるが、費用はすべて甲の負担において行なう。

第8条（保管責任）

レンタル物件の保管責任はレンタル期間中甲に帰属し、楽器本体および付帯品類が盗難、紛失、事故などに遭った場合、甲は乙にその楽器及びその付帯品類の損失補償をする責務がある。

第9条（レンタル物件の損傷、故障について）

甲が賃借中の楽器及び付帯品類について、

1. 通常の演奏が出来なくなるような損傷を生じさせたとき。
2. 楽器本体に付属する部品を損失したとき。
3. 著しく外観を損なったとき。

甲は速やかに乙に持参し、必要な修理、補填、補償などの費用を乙の請求通り支払わなくてはならない。

賃貸する楽器類の評価額は付帯品を含めて以下の通りとし全損、紛失の際に乙が甲に請求できる補償金額の上限は以下の通りとする。

ビギナーヴァイオリンセット 85,800 円、スタンダード分数ヴァイオリン 242,000 円、
スタンダード 4/4 ヴァイオリン 363,000 円、
ビギナーヴィオラセット 104,500 円、スタンダードヴィオラ 440,000 円
ビギナー分数チェロセット 154,000 円、
ハイクラスコース 相当価格

【ご負担頂く破損/損傷の例】ネックの折れ、エッジの欠け、楽器の割れなどの修理を必要とする場合。弓の折れ、楽器本体やケースへの落書きやひっかき傷。駒、糸巻き、あごあてなどパーツの破損、損失など。

第10条（規定外事項）

本契約、覚書に定めのない事項及び解釈の違いなどに関しては、甲乙誠意をもって協議し、妥当な解決をはかるものとします。